

横浜市本場水産物部・鳥卵部市場取引委員会会議録

日 時	令和元年 7 月 17 日（水）午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分
開催場所	横浜市中央卸売市場本場 3 階研修室
出席者	中川会長・山下副会長・芦澤委員・石井委員・布施委員・明澤委員（計 6 人）
欠席者	荒木委員
開催形態	公開（傍聴者 3 人）
議 題	横浜市中央卸売市場業務条例の取引に関する規定の見直しについて
決定事項	取引に関する規定の見直し方針について了承
説明事項	(1) 取引に関する規定の見直し方針に関する仲卸組合からの意見書 について布施委員から説明の後、取扱いについて審議
確認事項	(2) 前回の委員会で持越しとした項目（第三者販売の禁止・商物一致の原則） について事務局から説明の後、審議
資 料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次第</li> <li>2 委員名簿（資料 1）</li> <li>3 座席表（資料 2）</li> <li>4 横浜市中央卸売市場業務条例の取引に関する規定の見直しについての 意見（横浜魚市場卸協同組合）</li> <li>5 横浜市中央卸売市場業務条例の取引に関する規定の見直し（資料 3）</li> <li>6 前回（令和元年 6 月 10 日開催）資料及び議事録</li> </ol>

## 議 事

### 【開会】

明澤委員から委員就任にあたってのあいさつ。

市場担当理事から開会にあたってのあいさつ。

今回の委員会議事録の署名人を、石井委員・布施委員とすることに決定。

### 【議題：横浜市中央卸売市場業務条例の取引に関する規定の見直しについて】

布施委員から追加の配布資料の説明。

前回の委員会で持越しとした項目（第三者販売の禁止・商物一致の原則）について、資料3により事務局から説明。

＝質疑等＝

### <「横浜市中央卸売市場業務条例の取引に関する規定の見直しについての意見」について>

布施委員： 当初から意見しているが、第三者販売の禁止・商物一致の原則・市場外販売の禁止について、再度我々の考えを書面にして提出させてもらった。自由化の流れに伴い、生鮮食品の物流を変えていかなければならないことは十分承知しているので、今回の条例改正は前向きに受け止めている。その中で第三者販売の禁止・商物一致の原則については、原則を維持した上で、全ての第三者販売を見える化し、今までの例外規定を認めていく形にしたいと考えている。また、第三者販売について、売参・仲卸がこれまでの卸売業者からの主な買受者だったが、改正市場法の中には売参という言葉はない。そうした中で、新たな条例では仲卸・売参がどういう位置づけになるかという議論が全く進んでおらず、第三者にあたる三つ目のグループとの公平性の検討もしなければならないと思う。しかし、現状は第三者販売の禁止だけが突出していることを危惧している。

そして、市場外販売の禁止については、市で規制できないとのことだったが、卸売業者・仲卸業者は卸売に特化すべきというのが我々の考えである。どうしても市場外販売を行うのであれば、子会社を作ってやるべきである。全国各市場では原則維持の場所もあると聞いているので、原則を維持しながら例外規定を増やして、市場が上向きになるような方向で受け止めていただきたい。

中川会長： 布施委員の説明に対して事務局から何かあるか。

事務局： 一つ目の第三者販売については、前回からの持越し項目のため、後ほど資料で説明させてもらう。二つ目の商物一致の原則については、法改正の流れを受け、前回議論いただいた通り、卸売業者に場内に荷をしっかりと入れてもらうことは、市場の根幹にかかわるため、開設者としてしっかり見ていきたいと考えている。その点について、前回趣旨を明確にするよう意見があったため、今回具体的な表現を加えている。こちらについても、後ほど説明させてもらう。三つ目の市場外販売については、改正卸売市場法で禁止していない以上、本市条例で規制することはできないということでご理解いただければと思う。

中川会長： 一つ目の報告か届出かといった点については、この後、事務局から説明してもらう。また、商物一致と市場外販売については、前回、事務局案の方向性で承認している。布施委員の説明について、他の委員から意見はあるか。

石井委員： 例外規定を追加するということが、今回の法改正の趣旨は自由度を増して商売をしやすくすることが第一だと思う。例外規定を増やすと、卸売業者・仲卸業者の提出書類が増えて煩雑になるので、極力それらは減らして商売に専念したい。そのため、商物一致の原則については無くす方向が良いと思う。市場を発展させるために、全部外でやることは出来ないの、この点を反対されると我々もやりにくくなってしまう。

芦澤委員： 商物一致について、従来の兼業であれば商物不一致でも良いとされてきた。兼業が今後市場にとって良いかどうかだと思うが、兼業は売上高割使用料を払わなくて良いとされている。公設公営でやっていくためには、それだけの施設使用料がないといけないので、兼業は出来るだけ避ける方向が良いと思う。そのため、より自由化していくことで卸売業としての売上増になると考えている。豊洲市場では兼業業務がどんどん増えているが、そのことが市場にとって良いかどうかは別問題である。また、卸売業者の立場からすると、働き方改革等によって運賃等が値上げしている中で、商流と物流を分けることでコスト削減に繋がると思っている。転送等の運賃を付加させるより、商流は市場を通して、物流はメーカーから運ぶということも今後は考えていかざるを得ない。ただし、それが主流になるということはまずないはずなので、商物一致については自由化の方向で良いと思う。市場外販売の禁止についても、今回の法改正の趣旨は市場を活性化することだと思うので、あまり規制をかけるのは違うのではないかと考えている。

明澤委員： 小売りの立場から見れば、市場外販売の禁止が一番気になる。我々は魚の小売りを行っているが、それ以外に納めを行っている店がかなりあるし、納めの方が多い店もある。そのため、この規定を削除すると、卸売業者も仲卸もその他の大きな会社も入ってきて、我々の小売りの部分を荒らしていくことになる。死活問題になってくる店もあると思うので、市場外販売の禁止規定の削除には賛成しかねる。

山下副会長： 意見というより質問になるが、卸売業者は第三者販売と市場外販売をどう分けているか。また、先ほどの布施委員の説明で、今後は売参人という分類はないということだったが、現在の売参人は第三者になるのか。

布施委員： 現在の売参人については、開設者が今後どういう位置づけにするかだが、ペンディングになっている状態である。法律には書かれていないということ。

事務局： 前回の委員会で承認いただいているが、仲卸以外で卸売業者から買受が出来てせりに参加できる方については承認制を設ける。

山下副会長： 名前について、売買参加者になるかは分からないということか。

事務局： 名称についてはまだ整理が出来ていないので、今後変わるかもしれないし、そのまま据え置くかもしれない。

山下副会長： せりに参加できない第三者についての名称はどうなるか。

事務局： その点も含めて今後検討していく。

中川会長： 従来から第三者という言葉は便宜上使用されていたものである。

明澤委員： 売参権を持っている業者はどのくらいあるのか。

事務局： 現在は 30 社である。

中川会長： 名称については、新しい市場法との対照性を保った上で検討して欲しい。

事務局： 認識が違ってしまうといけないので相談させていただく。

布施委員： 補足させていただくと、仲卸になる場合には 10 億の売り上げと 10 人以上の従業員、1000 万を用意する必要があるし、色々な基準をクリアしないといけない。一方、売参に関しては、5 億の売り上げと 1000 万が必要で、併せて年間の売り上げがどのくらいかを報告することで、申請して許可されるというのが現状である。しかし、今後の方針では、届出した者が相対で購入できるようになり、基準が全くなくリスクも負わないグループが出来ることになる。その点についての平等性・公平性はどうかどうか全く問われていない。

中川会長： その点も含めて、新しい条例を作るにあたって明確にさせていただくと、布施委員から第三者の参入障壁が仲卸に比べてあまりにも低いという指摘もあったので、その問題点も踏まえて定義について検討していただきたい。公平性を保つならなるべく参入障壁は

同じようにしなければならないと思う。

事務局： 了解した。

中川会長： 卸売業者は第三者販売と市場外販売をどう分けているかという点についてはどうか。

布施委員： 先ほど芦澤委員が言われた原材料の提供は、商物一致の範疇で市場外販売ではなく、第三者販売として届出すればクリアできる話だと思う。

中川会長： ここで議論されている第三者販売の禁止というのは市場内の話であり、市場外販売の禁止は市場の外の話で制度外の問題になる。

山下副会長： 第三者販売と市場外販売の違いは市場使用料を払うかどうか、数量を届けるかどうかだと思う。この取引は市場外、この取引は市場に届出して使用料を払うという区分けの線はどこにあるのかというのが質問である。

芦澤委員： 兼業の話だと思うが、商物一致にも関わってくると思う。現実として、兼業は市場を通さなくても良いという中で商売しているので。

布施委員： 我々が話している市場外販売の禁止というのは、卸売業者・仲卸業者が魚屋のような小売店舗を持って販売すること、又はコストコなど直販するようなことはやめた方が良いという意見である。先ほど話した原材料の提供や市場間転送については、商物一致で既に認められているので良いと思う。それと、先ほど石井委員が話していた提出書類の問題は、データ化の技術が進んでいる中で、開設者も努力すれば簡便な形でクリアできると思う。第三者販売についても手続きが大変だと話していたが、今までの第三者販売は誰に売ったか分からない取引だったので、今後は見える化してリストアップできるような形にして追加していけば良いのではというのが我々の意見である。そうすれば、所謂第三者販売というのは無くなる。一度届出をすれば、それ以上の手続きはないはずだ。

石井委員： そうした場合、仲卸からどこに販売したか聞かれたら、その都度出さなければいけない。

布施委員： 普通に届出を出せば良いのではないか。

石井委員： 先ほど話のあった一覧表を出すだけなら何の問題もない。卸売業者も仲卸業者も、卸の並列化というのが今回の市場法改正の大きな形だと思う。購入する側は、より有利な方から購入できるという点である。卸売業者は仕入れ、仲卸業者は販売という形が無くなってきて、ある程度一緒にやりましょうというのが改正の一番の理由。現在、卸売業者は仲卸業者・売参に販売し、色々な書類を提出しているが、仲卸業者はどこに販売したか提出していないと思う。

布施委員： その辺の認識は全く違う。今回の条例改正の趣旨は卸売業者と仲卸業者の並列化ではないと思う。どういう決まりを作るかは各市場で位置付けることであるし、並列化という認識であれば、組合員としては一緒にできないというくらいの話である。

石井委員： 全くの並列化という形にはならないと思うが、近づけるということは間違いない。

布施委員： 近づけるのではなく、役割分担である。例えば、最終的に卸売業者の売先が自由になった場合、仲卸業者の顧客はどうなるのか。安易に奪えば、タコが足を食うことになる。新しい顧客を増やしていくという姿勢で条例改正を受け止めないと大変なことになる。

石井委員： 勿論その通りだが、実際にそういった問題が生じている。

布施委員： それは卸売業者のモラルの問題である。卸売業者しか対応できない相手であれば、我々は認めているし、販売してくださいと思っている。しかし、安直に仲卸業者の顧客を奪うようなことがあれば、卸売市場としては将来がないと考えている。

石井委員： 仲卸業者は今後独自の得意部門を極めていき、卸売業者にも負けないようにやっていくということも、ある意味では改正市場法の肝だと考えている。

布施委員： それは一つの受け方だと思う。基本、我々は卸売業者に集荷を頼っているが、それは役割分担だと思っている。全体として顧客に対するマーチャンダイジングで、どういうものを企画し、どういうものが必要かということと一緒に開発するべき。

中川会長： 中身の濃い部分なのでもっと議論したいところであるが、改正する市場法・条例はそこまで突っ込んでいないし、突っ込めないと思う。そのため、各市場の経営戦略に委ねるといのがここ最近の流れであった。市場間競争で打ち勝っていくため、卸売市場の機能再編をどうやっていくかという点において、今の話は中身の濃い内容だと思う。そのため、日頃、卸売業者と仲卸業者ではあまり議論する機会がないかもしれないが、出来れば継続的に議論していただきたい内容である。私の方からも一つ申し上げたいのが、市場外販売の禁止の部分で、卸売業者は卸売に特化すべきで、やるなら子会社を通じて行うという話があったが、実態として他の市場では行われていると思う。市場外でも子会社化されれば別組織になるので、改正市場法ではどうしようもない部分になってしまう。今後の経営戦略として横浜市場に一番適した機能をどう再編していくかという部分が核心なので、今の議論及び仲卸組合からの意見は議事録に残す形で収めたいと思うがどうか。

一 同： 異議なし。

布施委員： 今後、どのように卸売市場を作るかという大事な議論だと思うので、卸売業者と仲卸業者だけではなく、開設者も一緒になって、業務条例や規則等を作っていく必要がある。

中川会長： 卸売市場を潰す前提で議論しているわけではなく、横浜市場が他市場に対してどのくらい競争力を持っていくのかという話なので、継続して議論して欲しい。ただし、時間も限られているため、なるべく効率的に行っていただきたいと思う。

#### <前回の委員会で持越しとした項目（第三者販売の禁止）について>

中川会長： 今、事務局から第三者販売の禁止について、報告を届出という表現にする旨、説明があったが、この点について何か意見はあるか。

一 同： 異議なし。

中川会長： それでは、この点については事務局案のとおり進めることとする。

#### <前回の委員会で持越しとした項目（商物一致の原則）について>

中川会長： 今、事務局から商物一致の原則について説明があったが、この点について何か意見はあるか。

布施委員： この修正案については、公平・公正ということが書かれているが、50歩100歩という気がする。現行条例では、卸売業者は原則として市場外にある物品を販売してはならないとなっているが、開設者または農林水産大臣が指定した保管場所を経由した取引であれば卸売できるとされている。前回の委員会で私が申し上げたのは、場内取引に十分配慮するのは卸売業者であるという点と、今後公平・公正な取引が確保されるというのは、卸売業者の自由裁量になるのではないかという点である。現行条例では、これ以外は認めないという開設者の重しがあるので、改正条例にも開設者が場内物流を守るとい部分があればいけないと思う。自由だから卸売業者が判断しなさいということしか案には書かれていない。我々が心配しているのは、卸売市場の中にしっかり品物が担保されるかということなので、それを判断するのは開設者ではないかと考えている。

事務局： 前回の委員会でも、主語が卸売業者ということは指摘されたが、元々この部分は卸売業者についての規定である。しかし、先ほど話のあった物量が十分かどうか分からないという点や、良い品物が市場内に入ってこないといった点を踏まえて修正案を提示させていただいた。その上で、卸売業者がどういう形で市場内・市場外の品物を扱っているかを確認させていただくつもりである。

中川会長： 場内の物量が確保された状態であるというのは、卸売業者がどう認識するかというのが布施委員の考えであると思う。一方で、買い付けをする側として、品揃えが不足していると言わないと分からないと思うが、その場合はどうしたら良いか。

石井委員： そのためにせり物品を作り、この品物についてはせりを行うということになっていると思う。

芦澤委員： 従来やり方として、場内に入らない荷物は市場外指定保管場所の申請をして、関東農政局に承認をもらうという手続きを行っていたが、ここ最近は申請を出せば受けるというのが実態としてあった。当初国は、遠いエリアを申請した場合、横浜市が確認できるのかと言っていたが、コストパフォーマンスの観点からも実態に合わせて申請すれば承認するとしている。書類を提出しなくても認められるのであればその方が良いが、実態としてその取引がどの程度あるかは卸売業者もオープンにしなければならない。そのため、どう見える化していくかだと思う。

中川会長： 取引の当事者が双方で確認できる仕組みを考えていくということか。

芦澤委員： そうだ。

事務局： 例えば、現在でも取引調整委員会を毎月開催し、卸売業者・仲卸業者の方々に出席いただいているので、その場で、どういった形で取引が行われているかを報告するというのも一つの方法として考えられるかもしれない。

中川会長： 一点確認させて欲しいが、卸売業者・仲卸業者それぞれの立場で品物は足りていると感じているか。

石井委員： 値段の問題は別として、品物はいくらでもある。

中川会長： 品物が足りず、少ないパイを皆で分け合うような状況で、市場外に流れてしまうのは困るとというのが一つの疑問だと思う。

石井委員： 私が先ほどせりと言ったのはそういう種類のことである。非常に少ない種類についてはせり品目にするということ。

中川会長： どの市場も最近では取扱量が軒並み減っているもので、そもそも物量が足りないのかという問題がある。パイが凄いい勢いで縮小しているという感触はあるか。

布施委員： 必要な品物はもっと欲しいが、実態の物量に合わせていかなければならないと思う。例えば、冷凍マグロについては圧倒的に少ないので、他市場から持ってきている。鮮魚については、時期の問題もあるが、欲しい時に無いと売り上げが凄く落ちることがある。私が言いたいのは、卸売業者の集荷については優先順位があるのではないかということ。横浜市場にそれなりの品物を担保し、その上で色々な展開が図られるべきではないか。そのことは、横浜市が開設者である大きな根拠になると思う。市場全体に見える化し、卸売業者に対して市場全体のことを考えて優先順位を決めるように言っていくのは開設者の役割ではないか。単なる傍観者ではないわけで、全体を把握しながら市場の方向性を定めていくべきである。

山下副会長： 商物一致か分離かという話と、第三者販売の話がオーバーラップして聞こえる。ここでいう商物分離というのは、ロジスティクスと取引を分けるということであって、指定保管場所にある品物を布施委員のところ購入することもあると思う。しかし、これまでの話を聞いていると、指定保管場所にある品物は、基本的に第三者販売を行うか、第三者でさえない人に販売するかということになっており、同じ議論を繰り返してしまっている。商物一致か分離かはロジスティクスだけで、商売は市場を通すので手数料を支払うということになる。ただ、そうなると実際に品物は無くても最初にこういう品物はありますというリストが示されるべきで、示さないのが市場外流通だと思う。商物分離にしても、ここに無い品物のリストはこれ、ここにある品物は見てくださいというのが本来の姿だと思う。

中川会長： 前回の委員会でも議論になったが、最も進んだ商物分離という仕組みは市場には存在

しないということであった。農水省としては出来ればそうした仕組みを作って欲しいということで、ホームページにもビジネスモデルとして紹介されていたが、そうしたレベルではないということで事務局にも確認させてもらった。布施委員が指摘しているのは、市場外取引に商物分離が繋がっていくのではないかという懸念だと思う。また、農水省の政策として、横浜を拠点市場に位置付けてしまったので、社会的な機能として、サテライトの市場に品物を回さなければならないという役割もあることを宿題として押し付けられている。そのため、品物が十分ある中では全体として回していけるが、パイが限られているので、横浜としては市場内の取引量を確保したいということになると思う。そうしないと、横浜市場の存立が危ぶまれてしまう。ただ、ここで示されている物量を確保するという表現以上の案が示せるかどうか。確保していると言われればそれまでかもしれないが、確保していないという異議申し立ての場合は、先ほど話のあった取引調整委員会などがあると思うので、ここの表現は案のとおりで良いのではと思うがどうか。

布施委員： 見える化した結果、物流の実態というのは直接仲卸業者には分からないので、開設者がしっかり分析すること、大枠の報告をすることが求められる。そうした中で、月末に第三者販売が増えるなどのトレンドや特異な流れがあると思うので、そうした実態を開設者が把握していく必要がある。今後は、これまで農水省がやってきたことを担保することが開設者に求められる。

中川会長： 今後、市場間競争が激化していく中で、市場内に十分な物量が入らないと、仲卸業者の販売量が減っていき、市場にとって由々しき事態となってしまう。また、卸売業者にとっても、市場外取引より市場内取引の割合の方が圧倒的に多いので、横浜市場に十分な物量を確保していくということは、双方の利害に大きく反していないと考えている。そして、仲卸業者から異議申し立てがある場合には取引調整委員会の場を十分に活用していただきたいが、そのためには根拠となる資料が必要になるので、開設者にはいつでも閲覧できる状態にしておいて欲しいという趣旨だと思う。他に意見のある方はいるか。

一 同： 異議なし。

中川会長： それでは、商物一致の原則については案のとおりとする。最後に事務局から説明をお願いしたい。

事務局： これまでの取引委員会の結論を踏まえ、答申の形にまとめた内容を中川会長に確認いただき。以上で横浜市本場水産物部・鳥卵部市場取引委員会を終了する。

※事務局付記

本会議録 3 ページ 25 行目の石井委員の発言、「卸、仲卸の並列化」について、布施委員よりその趣旨を問う意向がありました。後日、石井委員と布施委員が確認した内容について以下のとおり付記します。

- ・中央卸売市場の卸売会社として、卸、仲卸の基本的役割分担を尊重し、市場の発展に寄与する。
- ・卸・仲卸の競争を避け、市場ならではの情報、目利き、提案等の機能強化で、仕入先、得意先に選ばれる市場になるため、卸、仲卸の協力関係を構築して活性化を推進する。

以上